

中小企業支援策の拡充と最低賃金法の改正を求める意見書

物価高騰は、町民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環を作る必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。2025年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,226円、大阪では1,177円、最も低い県では、1,023円に過ぎない。毎日8時間働いても月15.3万から18.3万円（税込み）であり、急激な物価高により最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することは到底できない。

日本の労働分配率は諸外国と比較しても低位にあり、企業の付加価値が十分に労働者に還元されていない構造的な課題がある。労働分配率を適正に高め、最低賃金時給1,500円を実現する必要がある。賃金引き上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっている。

世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業・小規模事業所支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、全国一律制度に法改正する際、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金を引き上げても、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を遅滞なく時給1500円を実現すること。
3. 政府は、最低賃金引き上げに鑑みて、制度、体制を全体的に見直し、労働者・中小企業・小規模事業所の不利益にならないように配慮すること。

4. 政府は、最低賃金法第 14 条第 2 項（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）の規定を削除し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」を発効日と限定して、同法第 1 条に定められた目的（賃金の最低限の保障による労働条件の改善、労働者の生活安定など）の達成に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

大阪府南河内郡河南町議会